

議案第 80 号

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 17 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 1 項の表及び同条第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 4 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

## 理 由

地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、傷病補償年金及び休業補償について厚生年金保険法による障害厚生年金等との併給調整に係る規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。